

定 款

一般社団法人 愛知県金属プレス工業会

目 次

第1章 総 則.....	4
第 1 条 (名 称)	4
第 2 条 (事務所)	4
第2章 目的および事業.....	4
第 3 条 (目 的)	4
第 4 条 (事 業)	4
第3章 社 員.....	4
第 5 条 (法人の構成員)	4
第 6 条 (会員の資格取得)	5
第 7 条 (経費の負担)	5
第 8 条 (任意退会)	5
第 9 条 (除 名)	5
第 10 条 (会員の資格喪失)	5
第4章 社員総会.....	5
第 11 条 (構 成)	5
第 12 条 (権 限)	6
第 13 条 (開 催)	6
第 14 条 (招 集)	6
第 15 条 (議 長)	6
第 16 条 (権 限)	6
第 17 条 (決 議)	6
第 18 条 (招 集)	7
第5章 役 員.....	7
第 19 条 (役員の設定)	7
第 20 条 (役員を選任)	7
第 21 条 (理事の職務及び権限)	7
第 22 条 (監事の職務及び権限)	7
第 23 条 (役員任期)	7
第 24 条 (役員解任)	8
第 25 条 (報酬等)	8
第 26 条 (取引の制限)	8
第 27 条 (責任の免除)	8
第6章 相談役及び顧問.....	8
第 28 条 (相談役及び顧問)	8
第7章 理事会.....	8
第 29 条 (構 成)	9
第 30 条 (権 限)	9
第 31 条 (招 集)	9
第 32 条 (決 議)	9

第 33 条 (決議の省略)	9
第 34 条 (議事録)	9
第 8 章 資産及び会計	9
第 35 条 (事業年度)	9
第 36 条 (事業計画及び収支予算)	9
第 37 条 (事業報告及び決算)	10
第 9 章 定款の変更及び解散	10
第 38 条 (定款の変更)	10
第 39 条 (解 散)	10
第 40 条 (残余財産の帰属及び剰余金分配の禁止)	10
第 10 章 正副会長会	10
第 41 条 (正副会長会)	10
第 11 章 業務執行理事会	10
第 42 条 (業務執行理事会)	11
第 12 章 委員会	11
第 43 条 (委員会)	11
第 13 章 事務局	11
第 44 条 (設置等)	11
第 14 章 公告の方法	11
第 45 条 (公告の方法)	11
第 15 章 補足	11
第 46 条 (委 任)	11
附 則	11

一般社団法人 愛知県金属プレス工業会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人愛知県金属プレス工業会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 法人は、会員相互の総意を結集して、金属プレス加工業及びその関連産業の健全な発展を図るとともに、企業経営の改善・改革に努め、金属プレスに関する事業を通じて、国民生活の向上及び業界の国際的発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 金属プレス加工業の企業経営の高度化に関する事業
- (2) 金属プレス加工及びその関連産業の技術力の向上に関する事業
- (3) 外国人技能実習生の受入れ及びその職業紹介に関する事業
- (4) 金属プレス加工業及びその関連産業の交流等に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した金属プレス加工業を営む法人又は個人
- (2) 賛助会員 前号に掲げる以外の者で、金属プレス加工業に関連し、この法人の趣旨に賛同する法人又は個人
- (3) 名誉会員 この法人に功労があつた者又は学識経験者で理事会で、推薦された者

(会員の資格取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める規程により、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員は、当該手続を必要としない。

2 入会を認められた会員は、理事会において別に定める規程により、1ヶ月以内に入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員及び賛助会員は、入会金の納入を必要としない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、3ヶ月前までに事由を記した書面を会長に提出し、任意退会することができる。

2 前項の退会をもって、一般法上の退社とする。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会費を6ヶ月以上納入しないとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第 10 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散し、又は死亡したとき。

2 会員は、資格喪失によりこの法人に対する権利を失い、同時に義務を免れる。ただし、未納の会費及び経費については、納入しなければならない。

3 資格喪失した会員が既に納入した会費、入会金その他会員としての義務に基づく拠出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構 成)

第 11 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 5 月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議 長)

第 15 条 社員総会の議長は、会長がこれ当たる。

(権 限)

第 16 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解 散
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知のあった事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その正会員は出席したものとみなす。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 25名以上45名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち、3名以内を副会長とする。
- 4 会長以外の理事のうち、1名を専務理事とすることができる。
- 5 第2項の会長をもって一般法上の代表理事とする。
- 6 副会長及び専務理事をもって一般法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときには、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、その業務の執行に関する職務を代行する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 専務理事は、事務局長及び事務局を統括する。
- 6 会長及び副会長は、毎事業年度に四ヶ月を超える間隔で、二回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし常勤の理事及び監事に対しては、社員総会の決議により、別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 26 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における、この法人と
その理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 27 条 この法人は、役員一般法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 相談役及び顧問

(相談役及び顧問)

第 28 条 この法人に、相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 相談役及び顧問は、この法人に功労のあった者又は学識経験者のうちから、会長がこれを委嘱する。ただし、役員と兼任することはできない。
- 3 相談役及び顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に意見を述べる
ことができる。
- 4 相談役及び顧問は、無報酬とする。
- 5 相談役及び顧問の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定
時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第 7 章 理事会

(構 成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定並びに解職

(招 集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

(決 議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 33 条 理事が理事会の決議の目的である事項についての提案をした場合について、その提案の決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ、監事が異議を述べないときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が欠席した場合は、出席した全員の理事及び監事が、これに記名押印する。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置く。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時社員総会に提出し、同項第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については社員総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置きするとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置く。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 39 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属及び剰余金分配の禁止)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金を分配することができない。

第 10 章 正副会長会

(正副会長会)

第 41 条 この法人の事業を的確かつ効果的に運営するため、正副会長会を設置する。

2 正副会長会は、会長及び副会長並びに事務局をもって構成する。

3 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める規程による。

第 11 章 業務執行理事会

(業務執行理事会)

第 42 条 この法人の事業を的確かつ効果的に運営するとともに、法人全体の調整のため業務執行理事会を設置する。

2 業務執行理事会は、会長、副会長及び専務理事並びに事務局をもって構成する。

第 12 章 委員会

(委員会)

第 43 条 この法人の事業を推進するため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の種類は、会務執行のために常時設置する常設委員会と臨時の目的のために設置する特別委員会の 2 種類とする。

3 委員会は、副会長、委員長及び委員並びに事務局をもって構成する。

4 委員会の任務及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める規程による。

第 13 章 事務局

(設置等)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、専務理事が兼任することができる。

4 事務局長の選任及び解任は、理事会の決議による。

5 職員は、会長が任免する。

6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める規程による。

第 14 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他のやむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 15 章 補 則

(委 任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下整備法という）第

121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の前項の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げるものとする。

理事

浅井忠治、浅田光政、安藤泰浩、伊藤克司、内田陽造、宇津野和治、小澤佳之、加賀昭成、片山敬勝、加藤千雄、加藤和生、神谷昭司、久野修、小寺勝世志、後藤信介、佐藤和徳、佐藤之信、杉山欣輝、高木龍一、田中豊一郎、塚本寿男、月岡靖、仲芳男、野村隆、花井恭雄、深谷光俊、藤原俊男、藤原裕丈、矢島茂、山崎章、山田悟、山本和信、山本裕嗣、米津長治

監事

奥野雅世、小澤純一郎、久野博淳

3 この法人の最初の代表理事である会長は浅田光政、業務執行理事である副会長は田中豊一郎、深谷光俊、業務実行理事である専務理事は加藤和生とする。

4 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

改訂履歴

平成 25 年 5 月 28 日

(第 18 条、第 23 条の変更)